

2. 発災時の産科医療体制について以下の設問にお答えください

(1) 域内(貴自治体の所掌する地域)の発災時対応について検討している

はい(以下詳しくお聞かせください) ・ いいえ



① 下記の内容につき協議していますか。該当する内容に☑を入れてください。

- 母体搬送について
- 新生児搬送について

② 下記の内容につき協議していますか。該当する内容に☑を入れてください。

- 災害拠点病院との母体・新生児搬送に関する連携体制
- 周産期母子医療センターとの母体・新生児搬送に関する連携体制

(2) 域外(貴自治体の所掌する地域外)の発災時対応について検討している

はい(以下詳しくお聞かせください) ・ いいえ



① 下記の内容につき協議していますか。該当する内容に☑を入れてください。

- 隣県からの母体・新生児の受け入れについて
- 広域搬送の母体・新生児の受け入れについて

② 下記の内容につき協議していますか。該当する内容に☑を入れてください。

- 災害拠点病院との母体・新生児受け入れに関する連携体制
- 周産期母子医療センターとの母体・新生児受け入れに関する連携体制

(3) 平時の準備態勢について検討している

はい（以下詳しくお聞かせください） ・ いいえ



下記内容は協議されていますか。該当する内容に☑を入れてください。

① 訓練

- 周産期母子医療センター内での訓練
- 周産期母子医療センター間の訓練
- 災害拠点病院との訓練

② 連携体制

- 周産期母子医療センター施設内での救急部門との連携について
- 周産期母子医療センター間の連携について
- 災害拠点病院との連携について

③ B C P（Business Continuity Plan：事業継続計画）

- 周産期母子医療センター内の B C P について
- 地域の周産期医療体制の B C P について

④ D M A T 等との連携

- 施設毎で D M A T との連携について
- 施設間で D M A T との連携（自施設が災害拠点病院ではない場合）
- 県内の周産期母子医療センターと D M A T との連携について
- その他（ J M A T など）との連携について

⑤ 発災時の産科医療・保健情報収集

⇒（４）へお進みください

- 保健所との連携方法について
- 市町村との連携方法について
- 避難所からの情報収集方法について
- 周産期母子医療センターからの情報収集方法について
- その他（ ）

(4) 先の⑤「発災時の産科医療・保健情報収集」を選択された場合、その内容について詳しくお聞かせください。

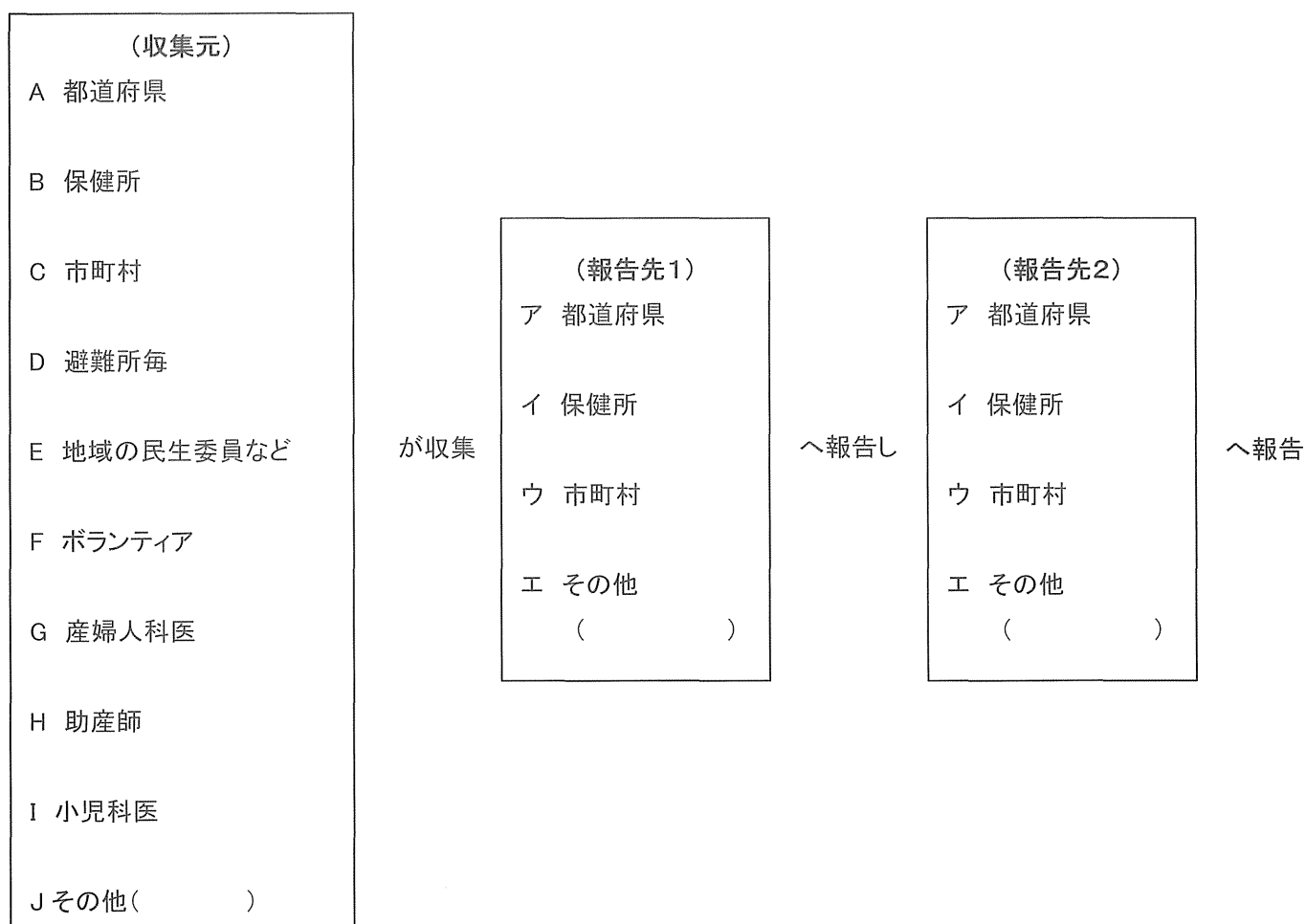
A. 情報収集・集約の流れについて

* 該当する組み合わせを線で結び、全ての流れを記載ください。

* 下記のごとく分類してください

医療情報 実線 —————

母子保健情報 点線 - - - - -



B. 以下の①～⑥の情報を収集する際に使用予定の方法を、下記のA～Eから当てはまるもの全てを選び、()内にそれぞれご記入ください。

- ① 地域の情報(被災状況・ライフライン・交通インフラなど) ()
- ② 医療機関の情報(稼働状況・患者受け入れ可否など) ()
- ③ 避難所情報(アクセス、支援物資など) ()
- ④ 住民・患者(妊産婦および乳幼児)の情報 ()
- ⑤ 保健所の情報(活動状況・提供業務など) ()
- ⑥ その他()

- A 直接聞き取り調査
- B 携帯電話
- C 衛星電話
- D インターネットなどのICT
- E その他

3. 地域防災計画における周産期医療協議会の位置付けについて
組織図などをご提供ください

4. 周産期医療協議会と他の協議会等との災害時の周産期医療体制に関する検討状況の共有はされていますか。

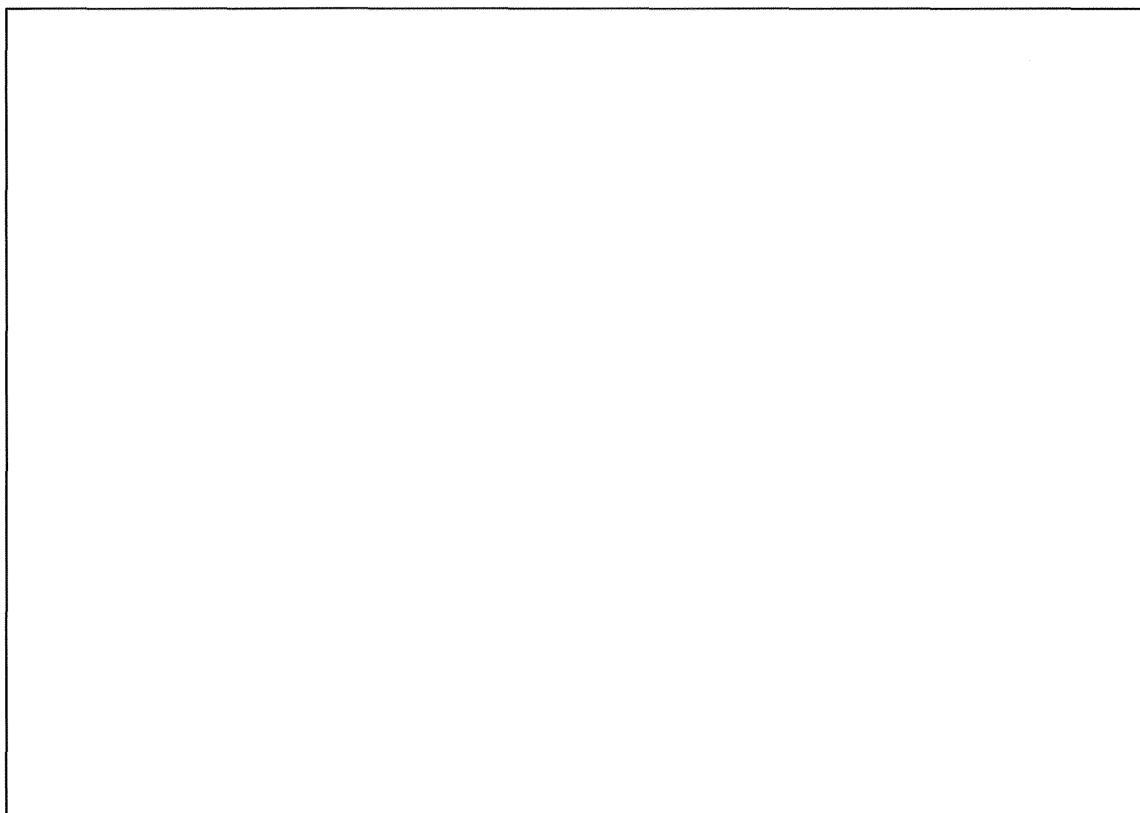
あり (以下詳しくお聞かせください) ・ なし



共有先

- 救急医療対策協議会
- メディカルコントロール協議会
- 地域防災会議
- 災害医療コーディネーター会議
- その他 ()

IV. 災害時の母子保健・産科医療対応につき課題・要望などございましたら、ご自由にご記入ください。



V.その他

ご協力大変ありがとうございました。

後日、調査内容について詳しく把握するために、メールや電話にて個別のお問い合わせをさせていただきます場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

研究成果については、個人名や所属先などの情報を匿名化したうえで、学会などで報告させていただきます予定です。

「災害に備えた平時からの母子保健・産科医療の連携状況に関する調査」結果

調査票総数	47
-------	----

II. 周産期医療協議会・災害時の母子保健・産科医療体制を協議する場について

1. 協議体の有無についておたずねします。

(1) 災害時の産科医療体制についての検討の場はありますか。

N=47		
あり	25	53.2%
なし	22	46.8%
合計	47	100.0%

(2) 先の質問で、「あり」とお答えの場合、それは、どのような場ですか。

- ①「周産期医療協議会」(以下、協議会)
 ②自治体における地域防災会議
 ③他の協議体

N=25		複数回答	
①	25	100.0%	
②	0	0.0%	
③	1	4.0%	
合計	26		

2.(1) 周産期医療協議会の関係者・関係団体の参画状況(委員)についておたずねします。

【医師会や助産師会等保健医療関係機関・団体の代表】

N=47			平均
医師会	39	83.0%	1.29
産婦人科医会	40	85.1%	1.05
小児科医会	27	57.4%	1.00
助産師会	27	57.4%	1.00
その他	31	66.0%	1.73

【周産期母子医療センターなどの医療従事者】

N=47			平均
産婦人科医	43	91.5%	4.86
小児科医	42	89.4%	3.85
助産師	2	4.3%	1.00
看護師	3	6.4%	3.33
その他	9	19.1%	

【救命救急センターなどの医療従事者】

N=47			平均
救急医	1	2.1%	1.00
麻酔科医	0	0.0%	—
看護師	0	0.0%	—
その他	0	0.0%	

【学識経験者】

N=47			平均
産婦人科医	28	59.6%	1.42
小児科医	26	55.3%	1.50
その他	10	21.3%	

【その他:自治体など】

N=47	複数回答		平均
災害医療コーディネーター	0	0.0%	—
市町村 周産期医療担当者	4	8.5%	2.00
市町村 災害医療担当者	0	0.0%	—
市町村 母子保健担当者	6	12.8%	1.00
保健所長	24	51.1%	1.14
消防関係者	32	68.1%	1.13
警察関係者	0	0.0%	—
医療を受ける立場の方	3	6.4%	1.00
その他	14	29.8%	

(3)協議会の事務局に下記担当者は入ってますか。「はい」の場合該当する職種に☑を入れてください。

N=47		
はい	31	66.0%
いいえ	14	29.8%
未回答	2	4.3%
合計	47	100.0%

N=31	複数回答	
母子保健担当者	26	83.9%
災害医療担当者	12	38.7%
合計	38	

(4)開催回数

	平均
H24年度	1.76
H25年度	1.33
H26年度	1.36

(5)協議内容(議題としてH24年度以降に取り上げられたこと)についておたずねします。

※①から⑨まで該当する番号を全て選択し○をお付けください

- ①周産期医療体制に係わる調査分析事項
- ②周産期医療体制整備計画(MFICU,NICUの病床整備など)に関する事項
- ③母体および新生児の搬送および受け入れ体制に関して
- ④周産期母子医療センターの整備に関して
- ⑤搬送コーディネーター制度に関して
- ⑥周産期医療関係者に対する研修に関して
- ⑦母子保健部門との連携について
- ⑧周産期医療(稼働状況や診療内容など)に関する妊産婦への情報提供体制について
- ⑨その他

N=47	複数回答	
①	38	80.9%
②	37	78.7%
③	33	70.2%
④	30	63.8%
⑤	11	23.4%
⑥	16	34.0%
⑦	9	19.1%
⑧	4	8.5%
⑨	20	42.6%
合計	198	

Ⅲ. 母子保健・産科医療に対する災害対応について

※該当するものを選択し○を付けてください

1. 災害時の母子保健・産科医療対応についての具体的な取り決めはありますか。

N=47		
あり	12	25.5%
なし	33	70.2%
未回答	2	4.3%
合計	47	100.0%

N=12			複数回答	
地域防災計画	7	58.3%		
医療計画	1	8.3%		
医療救護マニュアル	1	8.3%		
ガイドライン	4	33.3%		
その他	7	58.3%		
合計	20			

2. 発災時の産科医療体制について以下の設問にお答えください

(1) 域内(貴自治体の所掌する地域)の発災時対応について検討している

N=47		
はい	7	14.9%
いいえ	39	83.0%
未回答	1	2.1%
合計	47	100.0%

① 下記の内容につき協議していますか。該当する内容に☑を入れてください。

N=7			複数回答	
母子搬送について	6	85.7%		
新生児搬送について	7	100.0%		
合計	13			

② 下記の内容につき協議していますか。該当する内容に☑を入れてください。

N=7			複数回答	
災害拠点病院との母体・新生児受け入れに関する連携体制	1	14.3%		
周産期母子医療センターとの母体・新生児搬送に関する連携体制	4	57.1%		
合計	5			

(2) 域外(貴自治体の所掌する地域外)の発災時対応について検討している

N=47		
はい	2	4.3%
いいえ	43	91.5%
未回答	2	4.3%
合計	47	100.0%

① 下記の内容につき協議していますか。該当する内容に☑を入れてください。

N=2			複数回答	
隣県からの母体・新生児の受け入れについて	1	50.0%		
広域搬送の母体・新生児の受け入れについて	2	100.0%		
合計	3			

② 下記の内容につき協議していますか。該当する内容に☑を入れてください。

N=2			複数回答	
災害拠点病院との母体・新生児受け入れに関する連携体制	1	50.0%		
周産期母子医療センターとの母体・新生児受け入れに関する連携体制	1	50.0%		
合計	2			

(3)平時の準備態勢について検討している

N=47		
はい	6	12.8%
いいえ	40	85.1%
未回答	1	2.1%
合計	47	100.0%

①訓練

N=6		複数回答	
周産期母子医療センター内での訓練	1	16.7%	
周産期母子医療センター間の訓練	0	0.0%	
災害拠点病院との訓練	0	0.0%	
合計	1		

②連携体制

N=6		複数回答	
周産期母子医療センター施設内での救急部門との連携について	2	33.3%	
周産期母子医療センター間の連携について	2	33.3%	
災害拠点病院との連携について	0	0.0%	
合計	4		

③BCP(Business Continuity Plan：事業継続計画)

N=6		複数回答	
周産期母子医療センター内のBCPについて	1	16.7%	
地域の周産期医療体制のBCPについて	1	16.7%	
合計	2		

④DMAT等との連携

N=6		複数回答	
施設毎でDMATとの連携について	1	16.7%	
施設間でDMATとの連携(自施設が災害拠点病院ではない場合)	1	16.7%	
県内の周産期母子医療センターとDMATとの連携について	0	0.0%	
その他(JMATなど)との連携について	0	0.0%	
合計	2		

⑤発災時の産科医療・保健情報収集

N=6		複数回答	
保健所との連携方法について	3	50.0%	
市町村との連携方法について	3	50.0%	
避難所からの情報収集方法について	2	33.3%	
周産期母子医療センターからの情報収集方法について	1	16.7%	
その他	0	0.0%	
合計	9		

(4)先の⑤「発災時の産科医療・保健情報収集」を選択された場合、その内容について詳しくお聞かせください。

B.以下の①～⑥の情報を収集する際に使用予定の方法を、下記のA～Eから当てはまるもの全てを選び、
()内にそれぞれご記入ください。

①地域の情報(被災状況・ライフライン・交通インフラなど)

N=47		複数回答	
A直接聞き取り調査	3	6.4%	
B携帯電話	2	4.3%	
C衛星電話	2	4.3%	
DインターネットなどのICT	2	4.3%	
Eその他	1	2.1%	
合計	10		

②医療機関の情報(稼働状況・患者受け入れ可否など)

N=47	複数回答	
A直接聞き取り調査	3	6.4%
B携帯電話	3	6.4%
C衛星電話	3	6.4%
DインターネットなどのICT	5	10.6%
Eその他	0	0.0%
合計	14	

③避難所情報(アクセス、支援物資など)

N=47	複数回答	
A直接聞き取り調査	3	6.4%
B携帯電話	2	4.3%
C衛星電話	2	4.3%
DインターネットなどのICT	3	6.4%
Eその他	1	2.1%
合計	11	

④住民・患者(妊産婦および乳幼児)の情報

N=47	複数回答	
A直接聞き取り調査	4	8.5%
B携帯電話	3	6.4%
C衛星電話	3	6.4%
DインターネットなどのICT	3	6.4%
Eその他	0	0.0%
合計	13	

⑤保健所の情報(活動状況・提供業務など)

N=47	複数回答	
A直接聞き取り調査	2	4.3%
B携帯電話	2	4.3%
C衛星電話	2	4.3%
DインターネットなどのICT	2	4.3%
Eその他	0	0.0%
合計	8	

4. 周産期医療協議会と他の協議会との災害時の周産期医療体制に関する検討状況の共有はされていますか。

N=47		
あり	1	2.1%
なし	44	93.6%
未回答	2	4.3%
合計	47	100.0%

N=1	複数回答	
救急医療対策協議会	0	0.0%
メディカルコントロール協議会	1	100.0%
地域防災会議	0	0.0%
災害医療コーディネーター会議	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	1	

災害拠点病院と(地域)周産期母子医療センターの指定状況調査結果

都道府県	災害	総合	地域	重複指定施設数	重複割合
北海道	33	4	32	27	75.0%
青森県	8	1	4	4	80.0%
岩手県	11	1	9	9	90.0%
宮城県	15	2	9	9	81.8%
秋田県	13	1	3	4	100.0%
山形県	7	1	3	3	75.0%
福島県	8	1	5	3	50.0%
茨城県	11	3	4	4	57.1%
栃木県	9	2	6	6	75.0%
群馬県	17	1	7	7	87.5%
埼玉県	15	1	9	7	70.0%
千葉県	19	2	7	7	77.8%
東京都	70	14	12	21	80.8%
神奈川県	33	5	15	18	90.0%
新潟県	15	3	4	6	85.7%
富山県	7	1	5	5	83.3%
石川県	10	1	3	2	50.0%
福井県	8	2	5	6	85.7%
山梨県	9	1	5	3	50.0%
長野県	9	1	9	7	70.0%
岐阜県	11	1	4	4	80.0%
静岡県	19	3	10	10	76.9%
愛知県	34	5	13	17	94.4%
三重県	12	2	3	4	80.0%
滋賀県	10	2	2	4	100.0%
京都府	8	1	18	7	36.8%
大阪府	18	6	18	10	41.7%
兵庫県	17	2	9	7	63.6%
奈良県	7	1	1	2	100.0%
和歌山県	10	1	2	3	100.0%
鳥取県	4	1	1	2	100.0%
島根県	10	1	2	3	100.0%
岡山県	9	2	4	6	100.0%
広島県	18	2	8	8	80.0%
山口県	12	2	4	4	66.7%
徳島県	11	1	3	4	100.0%
香川県	9	2	1	3	100.0%
愛媛県	8	1	5	6	100.0%
高知県	9	1	0	1	100.0%
福岡県	25	7	5	9	75.0%
佐賀県	8	1	0	0	0.0%
長崎県	12	1	3	4	100.0%
熊本県	14	2	2	1	25.0%
大分県	12	1	3	3	75.0%
宮崎県	11	1	6	5	71.4%
鹿児島県	11	1	5	4	66.7%
沖縄県	5	2	4	3	50.0%
	661	30	58	292	74.3%

発災時の妊産婦、母子への情報提供マニュアル

公益社団法人日本助産師会 葛西圭子

1. 「平時」における妊産婦、母子と地方自治体等支援者の行動

妊婦自身の行動	地方自治体等
<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳等による災害時行政連絡先、緊急避難先等の把握。 マタニティマークを平時から身に付けるよう心掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の情報発信の周知については、母子保健手帳、地方自治体からの配布物等を活用し、妊産婦、母子、住民に対して普及啓発を行う。 マタニティマークの普及啓発。

2. 災害発生時の情報把握と情報伝達 (フェーズ分類は東京都災害医療協議会(平成24年9月)による新フェーズ 1))

■フェーズ0(発災直後) 発災～6時間

情報把握			情報伝達						留意点
<ul style="list-style-type: none"> 安否と妊産婦・母子の確認 産科医療従事者の把握 			妊産婦、母子に関する情報伝達			ニーズに応じた情報伝達			<ul style="list-style-type: none"> * 妊産婦、母子は自らの状況を情報発信するとともに、必要な情報取得に努力する。 * 情報把握は女性が担当することが望ましい。 * 名簿記載フォームは平時に決定しておく。 * 作成した名簿は他のデータとともに一括管理し、外部支援者等と随時共有する。
			●災害弱者としての取り扱いに関して			<ul style="list-style-type: none"> ●避難スペース(授乳環境、状況に応じた家族を含めた母子専用の避難場所周知(と移動)) ●物資優先配布 <ul style="list-style-type: none"> ・母子に配慮した食料配布 妊産褥期のエネルギー (+450kcal、塩分) アレルギー食材に注意した配布 ・哺乳用の飲料水(軟水) ・衣料 ・寝具 ●トイレの確保 ●清潔保持(タオル、湯) ●行政連絡等随時発信 			
誰が	誰に	方法	誰が	誰に	方法	誰が	誰に	方法	<ul style="list-style-type: none"> * 妊産婦、母子は避難所を敬遠し、自宅に留まっていたり、自家用車等で過ごしていること等にも留意する。 * 災害の規模、避難者の状況により、無症者には自立した行動を促す必要もあることを念頭に置く。 * 有症者・無症者のトリアージは保健医療者が望ましい。注1)
避難所の中核となる人(自治会役員、民生委員、愛育班員等)	避難者全員	□呼びかけ 「妊娠している方、産後の方はいますか？」 「乳幼児をお連れのご家族(お母様)はいますか？」 ↓ ・名簿作成(氏名、避難場所、状況(有症者・無症者、妊娠・産後状況、避難場所移動希望等))	避難所の中核となる人	避難者全員	・妊産婦、母子については災害弱者として扱うことを伝達し、理解を求める。 「妊産婦、母子について優先的な配慮を行いますので、ご協力ください。」	妊産婦・母子担当者(保健師、助産師)	妊産婦母子	□掲示板、拡声器 個別周知(名簿による)	
				妊産婦母子	・優先的な配慮対象とすることの情報伝達を行う。 「妊産婦、母子の皆様は優先的な支援が必要ですので、支援情報についてご注意ください。」				

■フェーズ1(超急性期) 6時間~72時間

情報把握			情報伝達						留意点
<ul style="list-style-type: none"> ●安否と妊産婦・母子の確認 ●避難所以外の妊産婦・母子の確認 ●産科医療従事者、産科医療機関の確認 			妊産婦、母子に関する情報伝達			ニーズに応じた情報伝達			<p>* 情報把握は女性が担当することが望ましい。</p> <p>* 妊産婦・母子は声をあげづらいので、個別に避難スペースなどの状況を確認し、ヒアリングする。 (我慢している状況がないかに、特に注意する。)</p> <p>* 避難所での妊産婦の症状に関して産科医療者が必要な場合、「医療関係者はいませんか。」では、産科医療従事者が名乗り出ない場合も考えられるため、注意を要する。</p>
			●災害弱者としての取り扱いに関して			●避難スペース(授乳環境、状況に応じた家族を含めた母子専用の避難場所周知(と移動)) (自家用車、環境の悪い自宅に留まっている場合には移動を促す。)			
誰が	誰に	方法	誰が	誰に	方法	誰が	誰に	方法	
避難所の 中核となる人 (自治会役員、 民生委員、 愛育班員等)	避難所以外 に避難して いる妊産婦	□徒歩、車 ・名簿作成 (氏名、避難場所、 状況(妊娠、産後 状況等))	避難所の 中核となる人	避難者 全員	・妊産婦、母子については 引き続き協力を求める。 「妊産婦、母子について優 先的な配慮を行いますの で、ご協力ください。」	妊産婦・ 母子担当者 (保健師、 助産師)	妊産婦 母子 (避難所と それ以外)	□掲示板、拡声器 □個別周知(名簿による) □避難所以外の妊産婦とは 個別連絡手段 ・ミルクを必要とする母親に哺乳 瓶の代替となるカップ授乳方法 の個別指導	
				妊産婦 母子	・優先的な配慮対象とする ことの情報伝達を行う。 「妊産婦、母子の皆様は 優先的な支援が必要です ので、支援情報について ご注意ください。」				

■フェーズ2(急性期) 72時間～1週間程度

情報把握			情報伝達						留意点
<ul style="list-style-type: none"> ●支援の必要な妊産婦・母子の確認 早期退院した母子 ●避難所以外の妊産婦・母子の確認 			妊産婦、母子に関する情報伝達			ニーズに応じた情報伝達			<ul style="list-style-type: none"> *状況によって、子どもの遊び場等についても情報発信していく。 *電話、携帯電話等は復旧状況、利用可能な環境状況にもよる。 *情報把握は状況により、外部支援者等との連携を行う。 *母乳育児優先の配慮を行う。 (被災者としての避難所の片づけ等の活動よりも、授乳とその場所の確保を優先する。) *子どもを抱えている母親、あるいは妊婦は、単独で行動できないため、支援が必要となる。 *感染予防については、被災者全員にも情報伝達が重要である。
			<ul style="list-style-type: none"> ●災害弱者としての取り扱いに関して ●早期退院母子の休養の必要性について 			<ul style="list-style-type: none"> ●避難スペース(授乳環境、状況に応じた家族を含めた母子専用の避難場所周知(と移動)) (自家用車、環境の悪い自宅に留まっている場合には移動を促す。) ●連絡手段の情報伝達 (特に、避難所以外の避難妊産婦) ●交通手段 ●物資優先配布 ・母子に配慮した食料配布 妊産褥期のエネルギー(+450kcal、塩分) アレルギー食材に注意した配布 ・哺乳用の飲料水(軟水) ●【早期退院母子】 創部の清潔(清浄綿) 児の臍部消毒物品 ・衣料 ・寝具 ●トイレの確保 ●清潔保持(タオル、湯) 			
誰が	誰に	方法	誰が	誰に	方法	誰が	誰に	方法	
避難所の 中核となる人 (自治会役員、 民生委員、 愛育班員等)	避難所以外 に避難して いる妊産婦	□徒歩、車 ・名簿作成 (氏名、避難場所、 状況(妊娠、産後 状況等))マッピング	避難所の 中核となる人	避難者 全員	□電話サービス、携帯電話等の 活用 ・妊産婦、母子については引き続き 協力を求める。 「妊産婦、母子について優先的な配 慮を行いますので、ご協力くださ い。」 ・妊産婦、母子への支援者確保。 「妊産婦、母子に手助けしていただ ける方はいませんか？」 感染予防について。 (貼り出し、説明)	産科医療 従事者 保健師 薬剤師	早期退院 母子	□携帯電話等の利用 ・個別に心身の状況を確認 することの情報伝達。 医療機関、医療従事者 情報 医薬品情報	
				妊産婦 母子	優先的な配慮対象とすることの情報 伝達を行う。 「妊産婦、母子の皆様は優先的な支 援が必要です。支援情報につい てご注意ください。」 各妊産婦、母子への支援者割り当て 情報伝達。 「〇〇さんが担当します。」 感染予防について。 (貼り出し、説明)	被災地以外 の支援団体 等	妊産婦 母子	□TV、Webサイトによる、 各種支援情報伝達 ・電話相談 ・被災地外受け入れ ・医療機関情報	

■フェーズ3(亜急性期) 1週間～1か月程度

情報把握	情報伝達	留意点
●身体的、心理的、社会的情報把握	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所による相互交流、相互依存に関する調整に必要な情報伝達 ●緊急時移動手段のアナウンス ●定期的な妊産婦、母子の健康管理、保健指導窓口に関する情報伝達 ●かかりつけ医療機関(妊婦健診受診病院)からの情報伝達 ●感染予防について 	<p>* 疲労蓄積や周囲への気遣いのために、遠慮や我慢を強いている場合がある。</p> <p>* かかりつけ医療機関とは事前取り決め(妊産婦からの連絡、医療機関からの電話連絡、メール等)が望ましい。</p>

■フェーズ4(慢性期) 1か月～3か月程度

情報把握	情報伝達	留意点
●身体的、心理的、社会的情報把握	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所による相互交流、相互依存に関する調整に必要な情報伝達 ●緊急時移動手段のアナウンス ●定期的な妊産婦、母子の健康管理、保健指導窓口に関する情報伝達 ●かかりつけ医療機関(妊婦健診受診病院)からの情報伝達 ●感染予防について ●生活アメニティ情報伝達(子どもの遊び場、妊産婦の気分転換(ティータイム等)) 	<p>* 疲労蓄積や周囲への気遣いのために、遠慮や我慢を強いている場合がある。</p> <p>* かかりつけ医療機関とは事前取り決め(妊産婦からの連絡、医療機関からの電話連絡、メール等)が望ましい。</p>

■フェーズ5(中長期) 3か月以降

情報把握	情報伝達	留意点
●身体的、心理的、社会的情報把握	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査、新生児訪問等の再開 <ul style="list-style-type: none"> ・メディア利用による情報発信 ●母子サロン等への参加呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦と家族向け: インターネット、新聞、TV、ラジオ ●周囲の理解を得るための情報発信 	<p>* 急性期にはできなかったサービスの補填、あるいは災害のために被った心身の影響に特に留意して情報伝達を行う。</p>

注1)

トリアージについては、下記の資料が参考となるが、有症、無症に応じて判断することが望ましい。

(参考)産婦人科診療ガイドライン 産科編 2014 p.385

現行トリアージは、「女性用援護者の妊娠の有無確認の具体的手順」が示されておらず、生理学的基準でのみ実施されている。しかし、早産などに代表されるような胎児生命を脅かす危機が迫っていても、母体は正常バイタルサインを示し、歩行可能のことがあり、緑タグに区分されてしまう危険が指摘されている。これらにより、妊娠が確認された女性は黄タグとすべきである。

(参考)ジョイセフ東日本大震災被災地支援事業評価報告書 (ジェンダー・アクション・プラットフォーム)p.9

・妊産婦は、災害時の緊急医療において『特別な保護を必要とする弱者』として明確に位置づけられていなかった。日本赤十字社の災害時要援護者対策ガイドライン:「災害要援護者」は、「心身障害者、高齢者、乳幼児、外国人、そして「一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者」とされている。すべての妊産婦が特別な保護を必要とする、健常者よりもリスクの高い存在として位置づけられていないことがわかる。

参考文献・資料:

1) 災害医療体制のあり方について(東京都災害医療協議会報告) 2012.9

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kyuukyuu/saigai/saigaiiryokyougikai.files/zenbun.pdf>、閲覧日 2014.11.7

2) 日本産科婦人科学会:産婦人科診療ガイドライン 産科編 2014 p.385

3) ジョイセフ:東日本大震災被災地支援事業評価報告書 (ジェンダー・アクション・プラットフォーム)、2012.5、p.9

東日本大震災時の発出通知のカテゴリ分類と発出時期

東日本大震災の発出通知一覧(108通)

	発出日付	発出部局	通知名	必要性
1	H23.3.11	緊急災害対策本部	災害応急対策に関する基本方針	A
2	H23.3.11	4部局事務連絡	東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて	A
3	H23.3.11	4部局連名課長通知	東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置について	A
4	H23.3.11	5部局事務連絡	高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について	A
5	H23.3.13	年金局長通知	東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について	A
6	H23.3.13	4部局事務連絡	東京電力株式会社による輪番停電に係る社会福祉施設及び介護保険施設等の対応について	B
7	H23.3.13	4部局事務連絡	高齢者、障害者等の要援護者施設における避難所に対する支援について	A
8	H23.3.14	母子保健課事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」被災地における妊産婦、乳幼児への対応及び被災者に係る健康診査事業等の対応について	A
9	H23.3.14	4部局事務連絡	東北電力株式会社による輪番停電が実施される場合の社会福祉施設及び介護保険施設等の対応について	B
10	H23.3.14	4部局事務連絡	社会福祉施設等における計画停電に伴うエレベーター利用に関する注意喚起等について	A
11	H23.3.15	局長通知	児童福祉関係職員の派遣等について	A
12	H23.3.15	4部局事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要援護者の受入調査について(依頼)	A
13	H23.3.15	4部局事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等派遣依頼について	A
14	H23.3.15	健康局総務課	「被災地での健康を守るために」の周知について	A
15	H23.3.16	育成環境課長通知	東北地方太平洋沖地震被災者等の子ども手当認定事務にかかる留意点等について	A
16	H23.3.16	子ども手当管理室事務連絡	東北地方太平洋沖地震による被災者に対する子ども手当の認定等について	A
17	H23.3.16	家庭福祉課長通知	東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて	A
18	H23.3.16	母子保健課	東北地方太平洋沖地震への対応に関する児童福祉法による助産の実施の特例措置等について	A
19	H23.3.16	健康局 結核感染症課	東北地方太平洋沖地震に伴う予防接種の取扱いについて	
20	H23.3.17	医政局指導課事務連絡	予測不能な大規模停電の発生を予測した対応の要請について	A
21	H23.3.17	4部局事務連絡	予測不能な大規模停電の発生を予測した対応の要請について	A
22	H23.3.17	局長通知	特例非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について	A
23	H23.3.17	母子保健課長通知	「東北地方太平洋沖地震」被災地における妊産婦等の受け入れ体制等について	A

24	H23.3.18	4部局事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う要援護者の受入希望について	A
25	H23.3.18	4部局事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う介護職員等の派遣要望について	A
26	H23.3.18	母子保健課事務連絡	東北地方太平洋沖地震被災者に係る妊婦健康診査の取り扱いについて	A
27	H23.3.18	母子保健課事務連絡	東北地方太平洋沖地震で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について	A
28	H23.3.18	母子保健課、 疾病対策課事務連絡	東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて(その2)	A
29	H23.3.18	健康局総務課 (平成23年3月15日付 事務連絡内容更新)	「被災地での健康を守るために」(更新)の周知について	A
30	H23.3.20	3局事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等派遣依頼について(追加連絡)	A
31	H23.3.21	3局事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について	A
32	H23.3.22	母子保健課、 家庭福祉課事務連絡	東北地方太平洋沖地震で被災した妊産婦及び乳幼児の住居の確保及び出産前後の支援について	A
33	H23.3.22	4部局事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣及び要援護者の受入れについて	A
34	H23.3.23	4部局事務連絡	「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣及び要援護者の受入れについて	A
35	H23.3.23	5部局事務連絡	被災地の社会福祉施設等におけるインフルエンザ等感染症対策の一層の徹底について	B
36	H23.3.23	母子保健課事務連絡	東北地方太平洋沖地震に係る特定不妊治療費助成事業の申請期限の取り扱いについて	A
37	H23.3.23	健康局疾病対策課 雇児局母子保健課 障害保健福祉部精神・ 障害保健課	東京電力株式会社等による計画停電に係る公費負担医療の取扱いについて	A
38	H23.3.24	年金局長通知	東北地方太平洋沖地震に伴う社会保険料等の納期限の延長について	A
39	H23.3.24	年金局長通知	災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について	A
40	H23.3.24	母子保健課	東北地方太平洋沖地震により母体保護法第25条の届出義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について	A
41	H23.3.25	総務課事務連絡	震災により親を亡くした子どもへの対応について	A
42	H23.3.25	保育課事務連絡	保育課 Q&A	A
43	H23.3.30	保育課事務連絡	東北地方太平洋沖地震の発生に伴う保育士登録の対応について	A
44	H23.3.30	保育課事務連絡	東北地方太平洋沖地震の発生に伴う保育士試験の対応について	A
45	H23.3.31	4部局事務連絡	東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて	A
46	H23.3.31	保育課事務連絡	保育課 Q&A	A
47	H23.4.1	文科省連名総務課長通知	東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について	A
48	H23.4.6	局長通知	平成23年東日本大震災に伴う雇用均等特別相談窓口の開設について	A
49	H23.4.6	雇用均等政策課 職業家庭両立課、 短時間・在宅労務課 課長通知	平成23年東日本大震災に伴う雇用均等特別相談窓口の開設に当たって留意すべき事項について	A
50	H23.4.7	母子保健課事務連絡	東日本大震災に係る妊婦健康診査の取扱いについて	A
51	H23.4.7	総務課事務連絡	東日本大震災により被災した子ども達への養育や生活への支援について	A
52	H23.4.7	保育課事務連絡	保育課 Q&A	A
53	H23.4.8	5部局事務連絡	東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について	A
54	H23.4.8	4部局連名局長通知	東日本大震災に伴う解雇、雇止め等に対する対応について	A

55	H23.4.8	職業家庭両立課長通知	東日本大震災により被災した企業の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届出等の取扱いについて	A
56	H23.4.11	4部局事務連絡	社会福祉施設等の停電に係る入所者に関する注意喚起等について	B
57	H23.4.11	3部局事務連絡	東日本大震災に係る雇用問題への配慮に係る経済団体への要請について	A
58	H23.4.12	保育課事務連絡	東日本大震災の発生に伴う保育士養成施設の運営等に係る取扱いについて	A
59	H23.4.12	総務課事務連絡	夏期に向けた徹底した節電対策の実施について	B
60	H23.4.14	家庭福祉課長通知	災害により父または母の生死が明らかでない場合等の児童扶養手当の取扱いについて	A
61	H23.4.14	家庭福祉課事務連絡	東日本大震災で被災した児童への里親制度等の活用について	A
62	H23.4.14	母子保健課事務連絡 (平成23年3月18日付事務連絡内容更新)	東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について	A
63	H23.4.14	健康局 結核感染症課	東日本大震災に伴う予防接種の取扱いについて (母子保健手帳等を紛失した場合等の取扱い)	
64	H23.4.15	4部局事務連絡	「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて	A
65	H23.4.15	母子家庭等自立支援室 事務連絡	母子家庭等被災者に対するワンストップサービスの実施について	A
66	H23.4.15	総務課、 家庭福祉課事務連絡	「社会的養護における災害時『子どものケア』手引き」の活用について	A
67	H23.4.15	健康局総務課、 疾病対策課、 結核感染症課、 雇児局母子保健課、 社会・援護局保護課 援護企画課、 障害保健福祉部精神・ 障害保健課	東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて(その2)	A
68	H23.4.19	局長通知	福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について(福島原子力発電所事故関連)	B
69	H23.4.21	健康局総務課 生活習慣病対策室	避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について	A
70	H23.4.25	4部局事務連絡	「東日本大震災」の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について(その2)	A
71	H23.4.25	健康局 結核感染症課	災害等により予防接種を受けられない者に対する特例措置について	
72	H23.4.26	2部局局長通知	福島県内の児童福祉施設等に係る園舎・園庭等の利用判断について	B
73	H23.4.26	3部局局長通知	東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について	A
74	H23.4.27	母子保健課	災害救助法適用地域における妊婦健康診査事業の対応状況について	A
75	H23.4.28	4部局事務連絡	重点的分野雇用創出事業の活用による被災地等における福祉サービスの提供体制の確保について	A
76	H23.4.28	総務課、 家庭福祉課事務連絡	東日本大震災で被災した児童に係る児童相談所間の連携及び里親制度等の活用について	A
77	H23.4.30	母子保健課 プレスリリース	母乳の放射性物質濃度等に関する調査について	B
78	H23.5.2	5部局事務連絡	平成23年度第一次補正予算における社会福祉施設等の復旧支援について	A
79	H23.5.6	5部局事務連絡	東日本大震災により被災した社会福祉施設等の早期復旧について	A
80	H23.5.11	家庭福祉課母子家庭等 自律支援室事務連絡	東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務について	A

81	H23.5.11	育成環境課 子ども手当管理室	東日本大震災被災市町村における子ども手当支給事務について	A
82	H23.5.12	総務課事務連絡	実地調査等を踏まえた児童福祉施設等の園舎・園庭における空間線量低減策について	B
83	H23.5.17	母子保健課 プレスリリース2	母乳の放射性物質濃度等に関する調査について	B
84	H23.5.18	保育課長通知	夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施について	B
85	H23.5.18	保育課事務連絡	夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施にあたっての具体的方策について	B
86	H23.5.19	5部局局長通知	社会福祉施設等における夏期の電力需給対策について	B
87	H23.5.19	育成環境課長通知	夏期電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した放課後児童クラブの実施について	B
88	H23.5.19	大臣官房総務課広報室、 厚労省災害対策本部、 雇児局母子保健課 健康局水道課	「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします。～水と空気と食べものの安心のために～」の配布について(協力依頼)	B
89	H23.5.20	母子保健課事務連絡	東日本大震災で被災した妊産婦及び乳幼児に対する保健指導について	A
90	H23.5.23	母子保健課	東日本大震災により被災地から移住した子どもとその家族への支援について	A
91	H23.5.25	総務課、 母子保健課	子どものこころのケアに関わる児童精神科医の派遣について	A
92	H23.6.3	健康局総務課 地域保健室	「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について	A
93	H23.6.14	健康局総務課 生活習慣病対策室	避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について	A
94	H23.6.6	雇児局・障害部連名 事務連絡	福島県内における子どもが児童福祉施設等において受ける線量低減に向けた当面の対応について	B
95	H23.6.7	母子保健課 プレスリリース3	母乳中の放射性物質濃度等に関する調査について	B
96	H23.6.17	雇児局長通知	東日本大震災に係る保育所運営費国庫負担金の取扱いについて	A
97	H23.6.20	総務課事務連絡	福島県内における屋外に設置された遊泳用プールの利用について	B
98	H23.6.22	育成環境課事務連絡	電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した児童の居場所づくりのための特別事業の実施	B
99	H23.6.23	保育課事務連絡	保育課 Q&A	A
100	H23.6.29	保育課事務連絡	夏期の電力需給対策に対応した休日保育特別事業等の実施による「安心子ども基金管理運営要領」の改正(案)について	B
101	H23.6.29	育成環境課事務連絡	電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した児童の居場所づくりのための特別事業の実施による「安心子ども基金管理運営要領」の改正(案)について	B
102	H23.7.8	総務課事務連絡	児童福祉関係職員の派遣等について	A
103	H23.7.15	育成環境課事務連絡	放課後子どもプラン推進事業費補助金にかかるQ&A(東日本大震災関係)について	A
104	H23.8.26	局長通知(保育課)	福島県内の保育所等の園舎・園庭等の線量低減について(通知)	B
105	H23.8.26	2部局局長通知 (総務課)	福島県内の保育所等を除く児童福祉施設等の園舎・園庭等の線量低減について(通知)	B